

## 学校給食における食中毒や異物混入時の対応について

### 1 学校における基本的な対応

#### (1) 緊急に処置すべき事項

- ・ 関係部署等へ連絡し、その指示に従う。  
(学校医、学校薬剤師、所管保健所、教育委員会(給食担当・学校保健担当))
- ・ 関係者以外の給食室への出入りを禁止する。
- ・ 患者の使用した便所の使用を禁止する。
- ・ 事故発生後に配送される物資は、平時に保管している物資倉庫に収納せず、他の場所に収納する。配送されていない場合は、配送を中止する。
- ・ 汚染の恐れのある給食や保管中の物資、調理器具などは保健所の指示があるまでそのままの状態にしておく。
- ・ 保存食は、原因究明のため、厳重に管理する。

#### (2) 健康観察に係る対応

- ・ 児童や生徒、教職員の健康観察を実施する。
- ・ 給食関係者の検便の実施状況を確認する。

#### (3) 保健所等の指示による対応

- ・ 患者等の処置は、保健所及び学校医の指示に従う。
- ・ 給食の実施状況を確認・保健所等に報告する。
- ・ 給食室やその他の関係施設を消毒する。

#### (4) 給食を中止する場合の対応

- ・ 教育委員会へ連絡する。
- ・ 給食物資の受配を中止する。
- ・ 保護者へ連絡する。
- ・ 学校給食に起因する場合、治療費については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき必要な手続きを行う。

### 2 給食センターにおいて想定される対応

本市が想定している1棟2場方式による給食センターを整備・運用している他都市においては、給食事故発生時の状況や、食材納入、調理工程、配送、学校での配膳や喫食など、各状況を踏まえ、保健部局と連携して対応することとされている。例えば、分離されている調理場の一方において事故が生じたと仮定し、保健所の調査で原因が特定された場合は、問題がない調理場は稼働することを想定されている都市や、機器の故障などで一つの調理ラインが使用できない場合、他方のラインで補うなどの対応を想定している都市もある。本市においては、これらの他都市事例も参考にしながら、関係部局と連携しつつ、安全・安心な全員制中学校給食の整備・運営を進めていく。